

冬休み学童クラブの利用申込について

市では、冬休み期間中に公設学童クラブの利用を希望する方の申し込みを受け付けます。

◆対象 市内小学校に就学し、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生～6年生

◆利用期間・利用料 ※日曜日・休日は除く

	12月24日(水)～27日(土)	令和8年1月5日(月)・6日(火)
一般	3,750円	2,250円
同一世帯で2人以上利用する世帯	1人目 3,750円 2人目以降 1,870円	1人目 2,250円 2人目以降 1,120円
前年度市町村民税非課税世帯・ ひとり親家庭等*	1,870円	1,120円
生活保護世帯	無料	無料

※ひとり親家庭等：児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費等助成を受給している世帯

・利用料は利用日数に関わらず定額(その他おやつ代や保険料、特別な行事の際は実費負担あり) ・昼食は弁当を持参

◆利用時間 7時30分～18時30分

◆募集学童クラブ 東郷第1学童クラブ (東郷福祉センター内) 若干名
東郷第2学童クラブ (東郷小学校内) 若干名
二宮学童クラブ (二宮小学校内) 若干名
せんだん学童クラブ (茂原小学校敷地内) 若干名
中の島学童クラブ (中の島小学校内) 若干名

※原則、東郷第1学童クラブは3年生以上、第2学童クラブは1・2年生が利用

※各学童クラブ、申込人数が定員を超えた場合は選考

◆受付期限 11月28日(金) (必着)

◆申込方法 申込書類に必要事項を記入し、保育ができないことを証明する書類(就労証明書等)を添付の上、保育課へ持参または郵送。
申込書類は、保育課または同課ウェブページから入手。

※申し込みは全ての書類が揃うまで受付できません。就労証明書等の取得に日数を要する場合がありますので、お早めに必要書類をご準備ください。



▲ウェブページ

申込み・問合せ 〒297-8511 茂原市道表1
保育課 (8階) ☎ (36)5656 FAX (20)1606

一定の障害がある方は 65歳から後期高齢者医療制度に加入できます

65歳～74歳で次の手帳等をお持ちの方は、任意で後期高齢者医療制度に加入することができます。加入後はそれまでの健康保険と比べ、医療機関等での窓口負担、保険料負担が軽減される場合があります。また、障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入した方は、75歳になるまではいつでも制度から脱退することができます。詳しくは、国保年金課までお問い合わせください。

◆国民年金証書 1級、2級

◆身体障害者手帳 1級～3級

4級は、次のいずれかに該当

- ・音声、言語機能の著しい障害
- ・両下肢のすべての指を欠くもの
- ・1下肢を下腿の1/2以上で欠くもの
- ・1下肢の機能の著しい障害

◆精神障害者保健福祉手帳 1級、2級

◆療育手帳 ㊦の1、㊦の2、Aの1、Aの2

問合せ 国保年金課 (2階) ☎ (20)1503 FAX (20)1600